

物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画



I. 発荷主

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

当社では、出荷場所での荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を継続的に把握できる運用の導入を推進してまいります。把握した情報を分析し、出荷場所における荷待ち時間・出荷時間帯の見直しなど、改善を検討してまいります。

②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

当社では、荷待ち、荷役作業等にかかる時間を計2時間以内に設定し、ルール遵守や時間短縮に必要な事項の検討を進めてまいります。また、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう必要な事項について協議を行い、出荷場所での円滑な対応の実現を目指し、取り組みを推進してまいります。

③物流管理統括者の選定

当社では、物流の適正化・生産性向上の取組を推進するため、物流管理統括者となる役員を選定します。また、社内各部門メンバー等による推進会議を設置し、課題の解決に向けた協議・調整を進めてまいります。

④物流の改善提案と協力

当社では、着荷主事業者との契約内容の精査を行い、物流面での負担となる課題の改善・合理化を推進しており、引き続き新たな改善を模索するため、物流事業者とも協議を行い環境の改善を推進してまいります。

■運送契約の適正化

⑤運送契約の書面化

当社では、運送契約の電磁的方法等を含めた書面化を原則として対応しており、これを継続して推進してまいります。

⑥荷役作業等に係る対価

当社では、運転者が行う荷役作業等の料金について、物流事業者との現行の契約において、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払っていることを確認し、適切な取引を推進してまいります。

⑦運賃と料金の別建て契約

当社では、運送契約において運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務等がある場合はその料金が別建てでの契約締結となっているかを確認し、取引先や運送事業者と協議

を行いながら、契約締結を推進してまいります。

⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

当社では、物流事業者から燃料サーチャージの導入や燃料費等の変動した実費分を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議を行っており、引き続き運賃・料金が適切となるよう取り組みを進めてまいります。

⑨下請取引の適正化

当社では、運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対して、特段の事情なく多重下請となる運送が発生しないように要請し、下請け取引の適正化を推進してまいります。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

当社では、台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際や、その発生が見込まれる際には、運転者等の安全確保を最優先事項として取引先への確認、物流事業者との調整により、同事業者の判断を尊重した対応を行い、安全確保に努めてまいります。

（２）実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

①予約受付システムの導入

当社では、トラックの予約受付システムの導入は、取り扱う主力商品である精米商品での有効性を検討するとともに、出荷場所/出荷時間の整理等による効率化を進めてまいります。

②パレット等の活用

当社では、パレット等を活用した荷役時間等の削減を進めており、当社パレットの貸出も含めた積極的なパレット等の活用を推進してまいります。

③入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

当社では、指定時間に着車したトラックが円滑な出荷作業が行えるようにフォークリフト作業員や荷役にかかる機材を配置しており、引き続き効率化に繋げる運用を推進してまいります。

④検品の効率化・検品水準の適正化

当社では、出荷時の検品方法は商品・数量など必要最低限の項目で実施しております。また返品条件においても、取引先と協議を行い、効率化を図っており、引き続きこれらを推進してまいります。

⑤物流システムや資機材（パレット等）の標準化

当社では、物流に係るデータ・システムの仕様については、改めて物流に係るデータ項

目の標準化に向けて、着荷主事業者、物流事業者との協議や社内インフラの整備の検討を進めます。

パレットの標準化については、平面サイズ 1,100mm×1,100mm のパレットが一部工場では導入済みとなっておりますが、工場インフラ面から早期の導入が難しい工場においては継続課題として捉え、有効な対策等を検討してまいります。

⑥輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

当社では、トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、輸送距離に応じた拠点を紹介した2段階配送や製造拠点の見直し等を検討してまいります。

⑦共同輸配送の推進等による積載率の向上

当社では、同業他社等と連携して貨物の共同輸送等を一部実施しており、他業種とも協議の場を持つなど、積合せ輸送の実施による積載率の向上を検討してまいります。

■運送契約の適正化

⑧物流事業者との協議

当社では、運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者との協議の場を設けており、これを継続してまいります。

⑨高速道路の利用

当社では、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は協議に応じており、これを継続してまいります。

⑩運送契約の相手方の選定

当社では、契約する物流事業者を選定する場合にはコンプライアンス遵守状況を考慮し、商品の品質面に十分配慮して運送する事業者を選定しており、これを継続してまいります。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑪荷役作業時の安全対策

当社では、主な出荷場所である自社工場にて労働安全マネジメントシステム認証を取得し、労働災害の発生防止に向けた活動を実施しており、引き続き荷役作業に対してのリスクアセスメントを、継続的に行いリスク低減を図ってまいります。

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

①出荷に合わせた生産・荷造り等

当社では、出荷時の順序や荷姿を想定した生産や荷造り等の出荷前準備を行う等の荷役時間短縮に努めており、引き続きこれを推進してまいります。

②運送を考慮した出荷予定時刻の設定

当社では、より運送を考慮した出荷予定時刻を設定するため、物流事業者とその状況について協議を行ってまいります。

(2) 実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

①出荷情報等の事前提供

当社では、取引先に対する発注から納品までのリードタイムの延長や大きな物量が動く場合の確定情報の提供の早期化等について、出荷情報等をより早い段階で事前提供できるように、取引先との連携や必要に応じて業界団体等を通じた相談等について検討してまいります。

②物流コストの可視化

当社では、着荷主事業者との取引において、引き渡し条件や附帯作業等を踏まえた商談を行い、提供する物流サービスの高低に応じた価格提示を実施する等の取り組みを推進してまいります。

③発荷主事業者側の施設の改善

当社では、荷待ち・荷役作業等の時間削減に向けて、外部倉庫を活用した出荷場所の分散等による改善を検討してまいります。

④混雑時を避けた出荷

当社では、取引先との納品時間も踏まえて混雑時間を避ける等の、出荷時間の分散を検討してまいります。

⑤発送量の適正化

当社では、荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、物量が多いときは出荷場所を分散させるなど、出荷物量の平準化を推進してまいります。

II. 着荷主

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

当社では、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を継続的に把握できる運用の導入を推進してまいります。

②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

当社では、荷待ち、荷役作業等にかかる時間計2時間以内とすることを目標として、取り組みを進めてまいります。また、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう必要な配慮をしてまいります。

③物流管理統括者の選定

当社では、物流の適正化・生産性向上の取組を推進するため、物流管理統括者となる役員を選定します。また、社内各部門メンバー等による推進会議を設置実施し、課題の解決に向けた協議・調整を進めてまいります。

④物流の改善提案と協力

当社では、商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善を進めてまいります。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案してまいります。

■運送契約の適正化

⑤運送契約の書面化

当社では、運送契約の電磁的方法等を含めた書面化を原則として対応しており、これを継続して推進してまいります。

⑥荷役作業等に対する対価

当社では、運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払っていることを確認します。また、自ら運送契約を行わない場合においても、発・着荷主事業者間で当該荷役作業の料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先又は物流事業者に対して、適正な料金を対価として支払っていることを確認します。

⑦運賃と料金の別建て契約

当社では、運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」が別建てでの契約締結となっているかを確認し、取引先や運送事業者と協議を行いながら、契約締結を推進してまいります。

⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

当社では、物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議を行っており、引き続き運賃・料金が適切となるように対応してまいります。

⑨下請取引の適正化

当社では、運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑤から⑧までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の收受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意してまいります。

■輸送荷役作業等の安全の確保

⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

当社では、台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、発荷主に対し無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重してまいります。

(2) 実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

①予約受付システムの導入

当社では、配送業者とも協議し、荷受時間の指定が可能となるような仕組みを検討してまいります。

②パレット等の活用

当社では、産地からの一貫パレット、統一フレコンでの荷受の推奨や、自社で保有する工場パレットのレンタル等の活用により、荷役時間等の削減を検討してまいります。また、取引先や物流事業者からパレット等の活用について提案があった場合には、協議に応じ、積極的なパレット等の活用を検討してまいります。

③入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

当社では、指定時間に着車したトラックにおいて、フォークリフト作業員待ち等による荷待ち時間が発生しないよう、適正な数のフォークリフトやフォークリフト作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置してまいります。

④検品の効率化・検品水準の適正化

当社では、サンプル検品や返品確認事項の簡素化等に引き続き務め、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間を削減してまいります。

⑤物流システムや資機材（パレット等）の標準化

当社では、物流に係るデータ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を進めてまいります。また、取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案してまいります。

パレット化実施済みの荷主事業者がパレット標準化を行うに当たっては、取り扱う製品等に留意しつつ、産地流通における業界標準サイズ 1,400mm×1,100mm での統一化に向けて検討してまいります。

物流に係るデータ項目の標準化に当たっては、「物流情報標準ガイドライン」を参照し、ガイドラインのメッセージに準拠するなど、他データとの連携ができるよう留意してまいります。

⑥輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

当社では、トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等の実施について要請があった場合は、真摯に協議に応じてまいります。

■運送契約の適正化

⑦物流事業者との協議

当社では、運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して協議の場を設けており、これを継続してまいります。

⑧高速道路の利用

当社では、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は協議に応じており、これを継続してまいります。

⑨運送契約の相手方の選定

当社では、契約する物流事業者を選定する場合にはコンプライアンス遵守状況を考慮し、商品の品質面に十分配慮して運送する事業者を選定しており、これを継続してまいります。

■輸送・荷役作業時の安全の確保

⑩荷役作業時の安全対策

当社では、主な荷受場所である自社工場にて労働安全マネジメントシステム認証を取得し、労働災害の発生防止に向けた活動を実施しており、引き続き荷役作業に対してのリスクアセスメントを、継続的に行いリスク低減を図ってまいります。

2. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

①納品リードタイムの確保

当社では、発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保すべく、実需者や物流事業者との連携や、必要に応じて業界団体等を通じた相談等について検討してまいります。

(2) 実施することが推奨される事項

①発注の適正化

当社では、荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例、朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化や、適正量の在庫の保有、発注の大ロット化等を通じた発注の適正化に向けて、取引先との連携や必要に応じて業界団体等を通じた相談等について検討してまいります。

②着荷主事業者の施設の改善

当社では、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等による荷待ち・荷役作業等の時間の削減を検討してまいります。